

その他配慮を要する事項

(1) 建築物のバリアフリー

本基本構想では、建築物特定事業を位置づけていますが、建築物内のバリアフリー化については、建築物の所有者、管理者、占有者（テナント）の三者が協力してバリアフリー化する必要があり、建替え等の大規模な改修の機会でなければ整備が実施できないなどのケースもあります。

そのため、本基本構想において生活関連施設として設定した建築物内のバリアフリー化については、建築主等は建築物移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、できるところから既存施設のバリアフリー化に努めるとともに、建替え等の大規模な改修時などの機会をとらえて、同基準に適合するよう検討の上、整備することが必要となります。

(2) 「文庫ふれあいの道」について

「文庫ふれあいの道（地下道）」については、横浜市バリアフリー検討協議会金沢文庫駅・金沢八景駅周辺地区部会において、自転車と歩行者及び車いす使用者とが接触する危険があるとの意見があります。

このため、自転車通行のマナー向上のための啓発看板の増設や、ポストコーン及びカーブミラーの増設等の検討により、安全対策の向上に努めていきます。

基本構想策定後の事業推進にあたって

円滑な各種特定事業計画の策定と事業の実施を推進します。

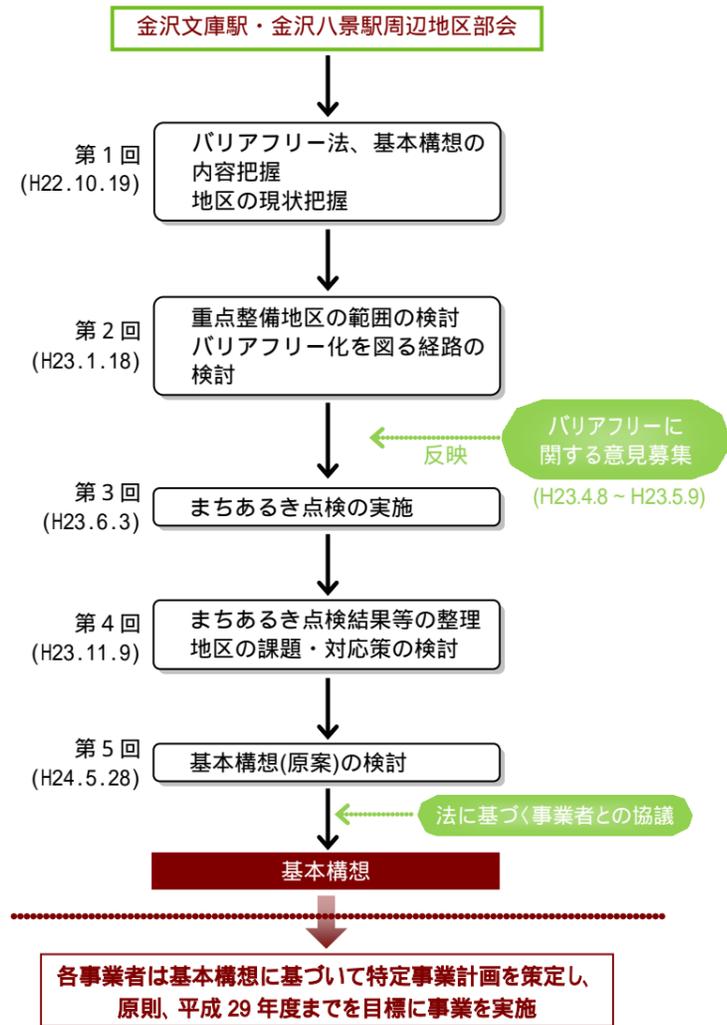
事業の進捗管理や事業評価の方法について検討します。

事業の進捗状況及び事業内容について、広く市民のみならずさまにお知らせするように努めます。

新たな技術開発の動向を踏まえ、必要に応じてバリアフリー化のための事業の見直しを検討します。

これまでの経緯と今後の進め方

学識経験者、高齢者・障害者等の市民の方々、関係する事業者・行政機関などから構成される金沢文庫駅・金沢八景駅周辺地区部会を設置し、検討を進めてきました。



お問い合わせ先: 横浜市道路局計画調整部 企画課交通計画担当  
 〒231-0017 横浜市中区港町 1-1 電話:045-671-4086 FAX:045-651-6527  
 Eメール: do-barrierfree@city.yokohama.jp  
 金沢区役所区政推進課 企画調整係  
 〒236-0021 横浜市金沢区泥亀 2-9-1 電話:045-788-7729 FAX:045-786-4887  
 Eメール: kz-kusei@city.yokohama.jp

詳しく御覧になりたい方は、道路局企画課、金沢区役所区政推進課及びホームページにて、基本構想の閲覧を行っています。  
 ホームページ: <http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/plan/bf/kanazawa/> 【検索キーワード: 金沢区 バリアフリー】

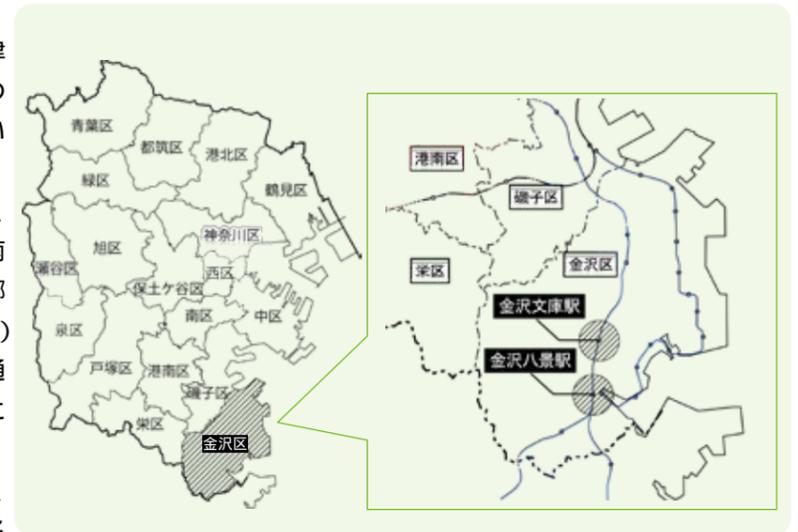
# 金沢文庫駅・金沢八景駅周辺地区 バリアフリー基本構想

概要版

横浜市では、平成 18 年 12 月の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の施行を受け、基本構想の策定など様々なバリアフリー施策を推進しています。

これまで 12 地区（関内駅、鶴見駅、横浜駅、新横浜駅、三ツ境駅、戸塚駅、上大岡駅・港南中央駅、都筑区タウンセンター、星川駅、本郷台駅、大口駅・子安駅、二俣川駅の各周辺地区）を対象に基本構想を策定し、鉄道等の公共交通機関と駅周辺の歩行空間等のバリアフリー化に向けた環境整備を進めています。

このたび、金沢区の生活拠点として行政施設、文化施設、福祉施設、商業施設などの不特定多数の人が利用する施設が集積している金沢文庫駅・金沢八景駅周辺地区を対象に、「バリアフリー基本構想」を策定しました。



金沢文庫駅・金沢八景駅周辺地区の位置

金沢文庫駅・金沢八景駅周辺地区バリアフリー基本構想における重点整備地区の範囲

金沢文庫駅・金沢八景駅からの徒歩圏と考えられる駅から概ね半径 500m から 1,000m の範囲には、「金沢区福祉保健活動拠点いきいきセンター」などの福祉施設や「金沢区総合庁舎」などの公共施設が集積しており、多くの人々が活動する地域となっています。

これらの主要な施設を含む範囲を重点整備地区に設定し、バリアフリー基本構想を策定しました。

参考

バリアフリー法とは…

高齢者、障害者、妊婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性と安全性の向上を図るため、次の 2 つの大きな柱によりバリアフリー化を推進するものです。

公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化の推進

公共交通機関（駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バスなどの車両）並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主などの施設設置管理者に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー整備基準（移動等円滑化基準）」への適合を義務づけます。また、既存のこれらの施設等について、基準適合するように努力義務が課されます。

重点整備地区のバリアフリー化の推進

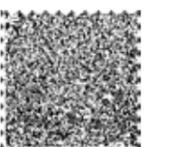
市町村は、バリアフリー法に基づき、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区などで、高齢者、障害者などが利用する施設が集まり、施設間の移動が通常徒歩で行われる地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、

路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、「バリアフリー基本構想」を作成します。

バリアフリー基本構想とは…

重点整備地区において、鉄道駅等の公共交通機関、道路や公園等の公共施設、高齢者、障害者などが利用する公共的な建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の範囲、バリアフリー化を図る経路（生活関連経路）バリアフリー化のために実施すべき事業（特定事業等）の内容などを定めるものです。

なお、基本構想策定後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、重点整備地区内のバリアフリー化を実施することになります。横浜市では、原則、基本構想策定から 5 年後を目標に事業を実施していきます。



**経路 1**

- 視覚障害者誘導用ブロックの撤去の検討
- 歩行空間の確保
- 視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設
- 歩道面の平坦性の改善
- 横断歩道に接続する歩道の平坦部の確保
- 視覚障害者誘導用ブロックの改善
- 視覚障害者誘導用ブロックの周辺の舗装材の改善

**経路 2**

- 視覚障害者誘導用ブロックの改善
- 歩道（車両乗り入れ部）の平坦部の確保
- 視覚障害者誘導用ブロックの改善
- 歩道面の平坦性の確保

**経路 3**

- 視覚障害者誘導用ブロックの改善
- 歩道と植樹帯との段差の解消
- 視覚障害者誘導用ブロック周辺の舗装材の改善
- エレベーターの設置
- 視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設
- 歩行空間の確保

**経路 4**

- 歩道（車両乗り入れ部）の平坦部の確保
- 歩行空間の確保

**経路 7**

- 視覚障害者誘導用ブロックまわりの舗装の改善

**経路 8**

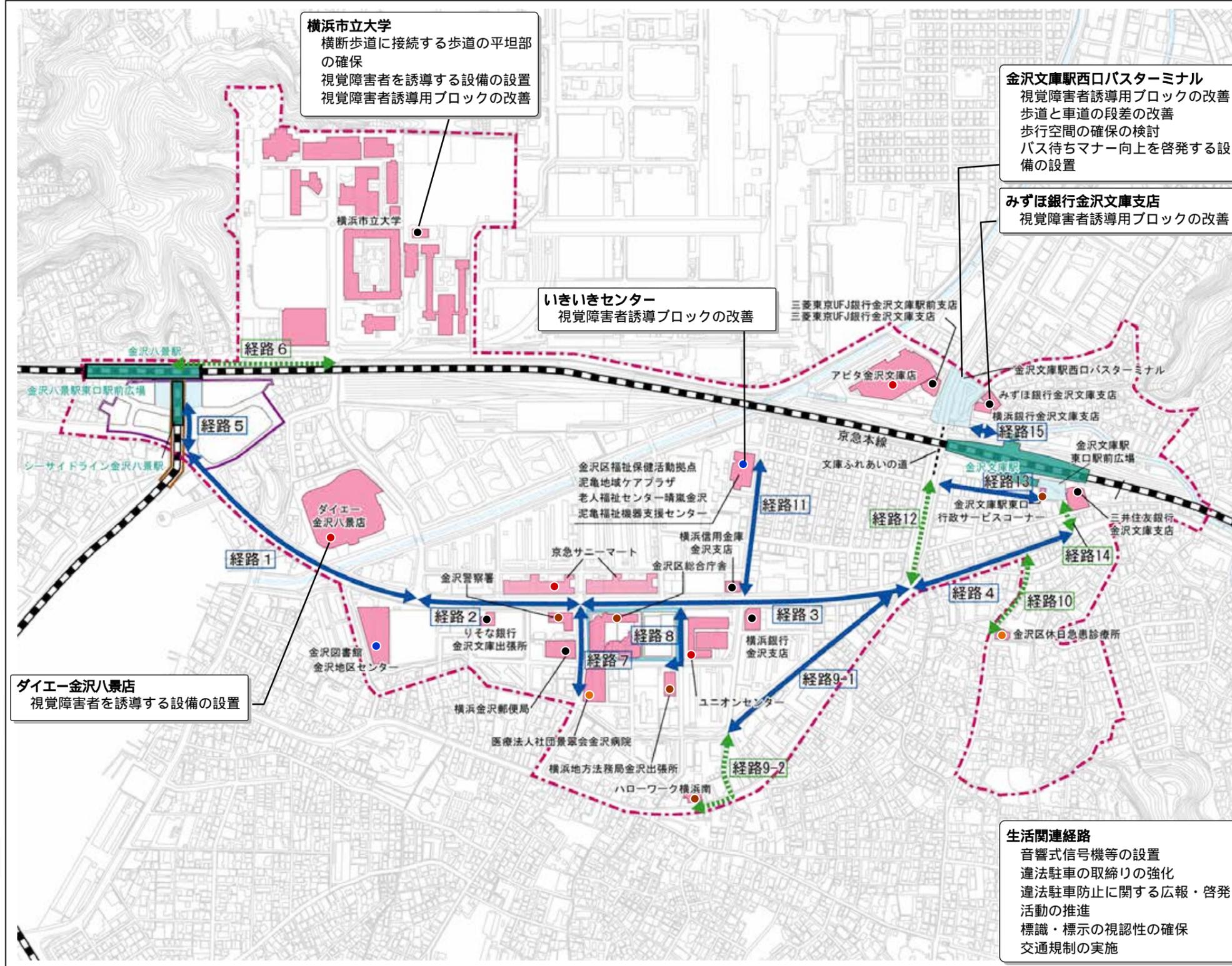
- 勾配の改善

**経路 9**

- 横断歩道に接続する歩道の平坦部の確保
- 視覚障害者誘導用ブロックの改善

**経路 11**

- 視覚障害者誘導用ブロックの改善



**経路 12**

- 視覚障害者誘導用ブロックの改善
- 電柱の移設の検討
- 視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設

**経路 13**

- 排水溝の蓋の改善

**金沢文庫駅**

- ホーム縁端警告ブロックの改善

**金沢文庫駅東口駅前広場**

- 排水溝の蓋の改善
- 視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設

**金沢文庫駅東口行政サービスコーナー**

- 視覚障害者を誘導する設備の設置

**横浜信用金庫金沢支店**

- 視覚障害者を誘導する設備の設置

**金沢病院**

- 視覚障害者を誘導する設備の設置

**横浜地方務局金沢出張所**

- 手すりの設置
- 階段の段鼻と周囲の部分の識別しやすさの改善
- 視覚障害者誘導用ブロックの改善

**ハローワーク横浜南**

- 舗装の改善
- 視覚障害者誘導用ブロックの改善

**りそな銀行金沢文庫出張所**

- 視覚障害者を誘導する設備の設置

**横浜金沢郵便局**

- 手すりの設置等の検討
- 階段の段鼻と周囲の部分の識別しやすさの改善
- 階段の段鼻の改善
- 視覚障害者を誘導する設備の設置

**金沢八景駅**

- 視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設
- 拡幅改札口の設置

**三井住友銀行金沢文庫支店**

- 手すりの設置
- 床面材の改善



**生活関連施設**

高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設。主として、高齢者や障害者等を含む不特定多数の人が利用する施設であること、かつ、その施設へ至る手段が、主に金沢文庫駅・金沢八景駅からの徒歩によることという条件を満たす施設。

**生活関連経路（A）**

法に基づく移動等円滑化基準及び横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に沿った整備を実施する経路、または、すでに両基準に沿った整備がなされている経路。

**生活関連経路（B）**

地形や市街化の状況等、その地域固有の制約のため、生活関連経路 A に設定できないが、経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限り法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路（横浜市独自の取り組みとして設定）。

**重点整備地区の範囲**

- 駅
- 駅前広場
- 建築物

- 行政施設
- 文化施設
- 福祉施設
- 医療施設
- 商業施設
- その他の施設

**凡例**

- 生活関連経路 A
- 生活関連経路 B
- 1~15 経路番号

**＜関連事業＞**

- 金沢八景駅東口地区土地区画整理事業区域
- 金沢シーサイドライン延伸事業区域
- 金沢区総合庁舎再整備事業区域

**＜その他＞**

平成 29 年度までを目標に整備する事業  
今後機会を捉えて整備を検討する事業

